

第6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(実施機関：消防局、教育委員会、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

(1) 救助体制の整備・拡充

(実施機関：消防局施設課、消防課、特別消防隊)

事業概要

迅速確実な救助活動を実施するため、救助車及び関係資機材の更新並びに改良に努める。

事業内容

- <令和6年度計画>
- 1 新しい資器材の習熟を図る。
 - 2 新しい技術の導入・普及を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

(実施機関：消防局消防課、救急課)

事業概要

関係機関との連携を保持し、集団災害発生時には市医師会医療救護班等と連携した活動に努めるとともに、市域周辺市町村等とそれぞれ消防相互応援協定を締結し、救助・救急活動の万全を期する。

事業内容

- <令和6年度計画>
- 1 事前計画に基づき、関係機関との連携を強化するとともに、統制された現場活動に努める。
 - 2 消防署、市医師会、医療機関等と連携した災害訓練の実施に努める。

(3) 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

(実施機関：教育委員会学校保健課、消防局救急救命研修所、県警察本部)

事業概要

救急事故現場において応急手当が確実に実施されるよう、自動体外式除細動器(AED)の使用等の知識と技術の普及に努めるとともに、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対し、応急救護処置に関する知識の普及に努める。

事業内容

- <令和6年度計画>
- [消防局救急救命研修所]
- 1 応急手当研修センターにおいて、救命講習等を開催する。
 - 2 各消防署において、救命講習等を開催する。
- [教育委員会学校保健課]
- 3 中学校、高等学校の保健体育の授業において心肺蘇生法等応急手当に関する学習の充実を図るとともに、自動体外式除細動器の扱いを含め、応急手当についての理解を深める。
- [県警察本部]
- 4 自動体外式除細動器(AED)の使用法に関する教育の導入等により応急救護処置講習・教習を充実させるほか、自動車教習所における教習

	及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努める。
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進 (実施機関：消防局救急救命研修所)	
事業概要	プレホスピタルケアの充実のため、救急救命士の養成を図るとともに、救急救命士が行うことのできる気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。
事業内容	<令和6年度計画> 1 名古屋市救急救命研修所において、救急救命士を養成するための教育を行う。 2 救急救命士の資格取得者の中から、気管挿管及び薬剤投与を行うことができる救急救命士を養成するための教育を行う。
(5) 救助・救急用資機材等の整備の充実 (実施機関：消防局消防課、特別消防隊、救急課、名古屋高速道路公社)	
事業概要	救助資機材は、「救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令」の基準に基づき、整備の推進を図る。 救急資器材は、救急業務実施基準に掲げられている基準に基づいて所要資器材の高度化を図る。
事業内容	<令和6年度計画> 1 救助資機材の更新を図る。 2 高規格救急自動車及び救急資器材の更新を図る。
(6) 消防ヘリコプターによる救急業務の推進 (実施機関：消防局消防航空隊、消防局救急課)	
事業概要	交通事故等で重篤な傷病者が発生した場合に、ヘリコプターにより早期に救急救命センターへ搬送できる体制を推進する。
事業内容	<令和6年度計画> 1 場外離着陸場の調査を実施する。
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (実施機関：消防局消防課、救急課、救急救命研修所、消防学校)	
事業概要	本市消防学校における専科教育をはじめ、所管課及び所属教養を重点的に実施し、市民から信頼される隊員の育成に努める。
事業内容	<令和6年度計画> 1 名古屋市消防学校において、救助隊員を養成する課程を実施する。 2 名古屋市消防学校において、救急隊員を養成する課程を実施する。
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (実施機関：消防局救急課、中日本高速道路株式会社)	

事業概要	愛知県下高速道路における消防相互応援協定により、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図るとともに、愛知県下高速道路消防連絡協議会を設置して相互の連携を強化し、円滑な救助・救急をはじめとする消防業務に努める。
事業内容	<令和6年度計画> [消防局救急課] 1 高速自動車国道における円滑な消防業務実施のため、愛知県下高速道路消防連絡会会議を開催する。
(9) 現場急行支援システム(F A S T)の整備 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T)の整備を図る。
事業内容	<令和6年度計画> 1 緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T)の整備を図る。
(10) 緊急通報システム(H E L P)・事故自動通報システム(A C N)の整備 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、緊急車両の迅速な現場急行を可能する緊急通報システム(H E L P)や事故自動通報システム(A C N)の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。
事業内容	交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、緊急通報システム(H E L P)の普及に努める。
2 救急医療体制の整備 (実施機関：健康福祉局、消防局、県保健医療局)	
(1) 救急医療機関等の整備 (実施機関：健康福祉局保健医療課、県保健医療局)	
事業概要	診療時間内のみならず、診療時間外における外科系重症患者の発生に備え、引き続き救急医療機関等を確保する。
事業内容	<令和6年度計画> [健康福祉局保健医療課] 1 休日・夜間等一般診療時間外における救急医療体制の一層の充実を図ることを目的として、名古屋市救急医療(時間外等)対策に関する懇談会を開催する。 2 名古屋市救急医療(時間外)対策要綱に定める体制について、市医師会等関係機関に対して、補助を行うことにより、体制の一層の充実に努める。

	[県保健医療局] 3 救急搬送情報共有システム（E T I S）の運営 消防本部救急隊が現場で搬送情報をシステムに入力し、救急隊及び医療機関双方が救急車の搬送情報を共有することにより、救急隊における搬送先医療機関の選定が容易に行えることを目的に運用することで、救急医療体制の一層の充実に努める。
(2) ドクターヘリ事業の推進 （実施機関：県保健医療局）	
事業概要	消防防災ヘリコプターとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。
事業内容	<令和6年度計画> 1 医師等が救命医療を行いながら救急医療施設へ搬送するドクターヘリの運航（高度救命救急センターを有する病院が実施）に必要な経費に対して補助する。
(3) 救急啓発事業の推進 （実施機関：健康福祉局保健医療課、消防局救急課、県保健医療局）	
事業概要	医師会等関係団体と連携し、愛知県救急医療推進大会を開催するとともに、市民に対する救急車の適正利用などに関する普及啓発を推進する。
事業内容	<令和6年度計画> [健康福祉局保健医療課] 1 各種の普及啓発活動を医師会等関係団体と連携を図りながら実施する。 [消防局救急課] 2 救急車の適正利用等に係る普及啓発を実施する。 [県保健医療局] 3 救急医療、救急業務に対する県民の理解と協力を得るため、「愛知県救急医療推進大会」を開催する。 内容：功労者の表彰、講演会、救急そ生法の講習会（令和6年9月9日開催予定）
3 救急関係機関の協力関係の確保等 （実施機関：消防局救急課）	
事業概要	救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等に努める。
事業内容	<令和6年度計画> 1 市・県医師会や関係行政機関が開催する救急医療に係る各種会議に参加し、情報の共有化を図るとともに、協力関係の確保に努める。